

Contents

発行 : 社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email : info@sr-yell.com



- 代表より ●執筆記事(ビジネスガイド/日本法令)のご案内 ●9月(10月)の給与計算注意事項
- 新卒者の就職支援 ~ 助成金の拡充 ~ ●最低賃金引き上げの動向について
- 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の見直し ●労務相談室

鎌倉です。

先日、久しぶりに大学時代の恩師を囲む会があり、出席しました。卒業してもう16年が経つのに仲間と過ごしたあの頃にすっかり戻ってしまい無邪気になれるのが不思議です。

恩師に繰り返し言われた言葉は、今も心に強く残っており、それは今でもふとしたときに思い出されます。

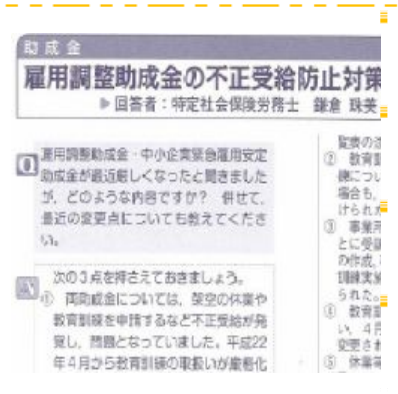
「人生は出会いだ」「人生は限りがある。人の5倍勉強して、人の10倍遊べ」と事あるごとに学生に言っていました。自らそれを実践され、エスキモーの犬ゾリ、カナダでの川下りなどワクワクする話もよく聞かせてくれました。それから山本五十六(海軍の軍人)の言葉も。ご存知の方も多かもしれませんが、ご紹介します。

「やってみて 言って聞かせて させてみて ほめてやらねば 人は動かじ
話し合い 耳を傾け 承認し 任せてやらねば 人は育たず
やっている 姿を感謝で 見守って 信頼せねば 人は実らず」

実践するのは易くありませんが、経営者の皆様はいつもそうありたいと思っているのではないのでしょうか。私自身、そうありたいと思いながらも自分自身にジレンマを感じますが、今なおエネルギッシュな恩師に元気をもらい、この言葉を改めて胸にし、再会に感謝した一日でした。

さて、エールは個人事務所から法人化して9月に第6期がスタートしました。

これまでの振り返りと今後の取り組みについて全職員でしっかり共有し次の5年に取り組む、そのためのプロジェクトをスタートさせたところです。その一つが、クラウドコンピューティングによるお客様と弊社とのネットワークシステム構築です。顧問先企業様向けのこのサービスは、来年1月に本格稼働させる予定ですので、どうぞご期待下さい！



鎌倉が下記を執筆しています。
■「ビジネスガイド」(日本法令)9月号
労務相談コーナー「雇用調整助成金の不正受給防止対策」
★エールでは、只今、最新版の助成金無料診断をお受けしています。ご希望の企業様はお気軽にお電話下さい！

9月（10月）の給与計算注意事項

注意事項1

標準報酬月額の入替え

7月に提出した算定基礎届によって、9月～来年8月までの社会保険料計算の基礎となる標準報酬月額が決定しました。9月分（保険料を翌月控除している場合には、10月支給給与）の社会保険料から新しい標準報酬月額が適用されますので、標準報酬月額の変更を必ず行ってください。

注意事項2

厚生年金保険料 料率変更

厚生年金の保険料については平成22年9月分より、下記のとおり変更となります。

	変更前	変更後
被保険者負担分	7.852%	8.029%
会社負担分	7.852%	8.029%
合計	15.704%	16.058%

社会保険料を当月控除している会社は9月支給分の給与計算時から、翌月控除の会社は10月支給分の給与計算時から、健康保険料率・厚生年金保険料率を変更して下さい。



顧問先企業様へ

手続きをご依頼頂いている顧問先企業様には、新しい標準報酬月額と改正後の健康保険料及び厚生年金保険料に基づく個人別の社会保険料一覧表を9月中旬に別途ご案内させていただきます。

新卒者の就職支援 ～助成金の拡充～

新卒者の就職率が悪化している状況を改善すべく、政府は新卒者の受け入れ企業への支援策の拡充に取り組むことを発表しました。（22.9.1現在のものです。詳細がわかり次第、改めて取上げる予定です）

【主な支援策】

■新卒者体験雇用奨励金の助成額拡充

現行：最大16万円 ⇒ **拡充後：24万円～30万円 + 正規雇用移行後50万円**

■若年者等正規雇用化特別奨励金の対象年齢の拡充

現行：25歳以上40歳未満 ⇒ **拡充後：40歳未満（25歳未満も対象に）**

最低賃金額 引き上げの動向について

◆引き上げ額の目安は全国平均 15 円、 神奈川は大きく引き上げ 29 円

厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会（小委員会）は、2010年度の最低賃金の改定額の目安を決定しました。今年度の引上げ額は原則として10円、全国平均では728円となる見通しです。最低賃金が生活保護水準を下回る額がある12都道府県については、さらに引き上げとなる可能性があります。

最低賃金とは、企業が従業員に支払う義務のある最低限の賃金で、都道府県ごとに決まっています。現在のところ、最も高いのが東京都の「791円」次いで神奈川県「789円」、最も低いのが佐賀県、宮崎県、長崎県、沖縄県などの「629円」で、全国平均は「713円」となっています。神奈川県では最低賃金額と生活保護とのかい離が全国で一番大きい47円であり、このかい離額を解消するため、前年を大きく上回る引き上げ額となる見通しです。

【神奈川県最低賃金改正額】

現行	改正後
789円	818円（引き上げ額29円）

★改正決定の効力発生日は平成22年10月22日の予定です。

◆最低賃金の計算方法について

- ① 時給の場合・・・ 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合・・・ 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給の場合・・・ 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します

【最低賃金から除外できるもの】

- 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働の残業手当
- 臨時に支払われる賃金（大入り袋など）
- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）



【月給制の場合の換算方法の例（神奈川県）】

■前提条件

基本給：135,000円 家族手当：10,000円 通勤手当：10,000円

月間平均所定労働時間：171時間 所定労働時間：8時間

■計算方法

月給額 \div 月間平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

135,000円 \div 171時間=**789円**（円未満切り捨て）



最低賃金改正前は有効ですが平成22年10月22日以降は、基本給の引き上げを行わなければなりません。このケースで**最低賃金818円**をクリアするには、基本給を135,000円から140,000円に引き上げなければなりません。（神奈川県の場合）

H22.9月1日

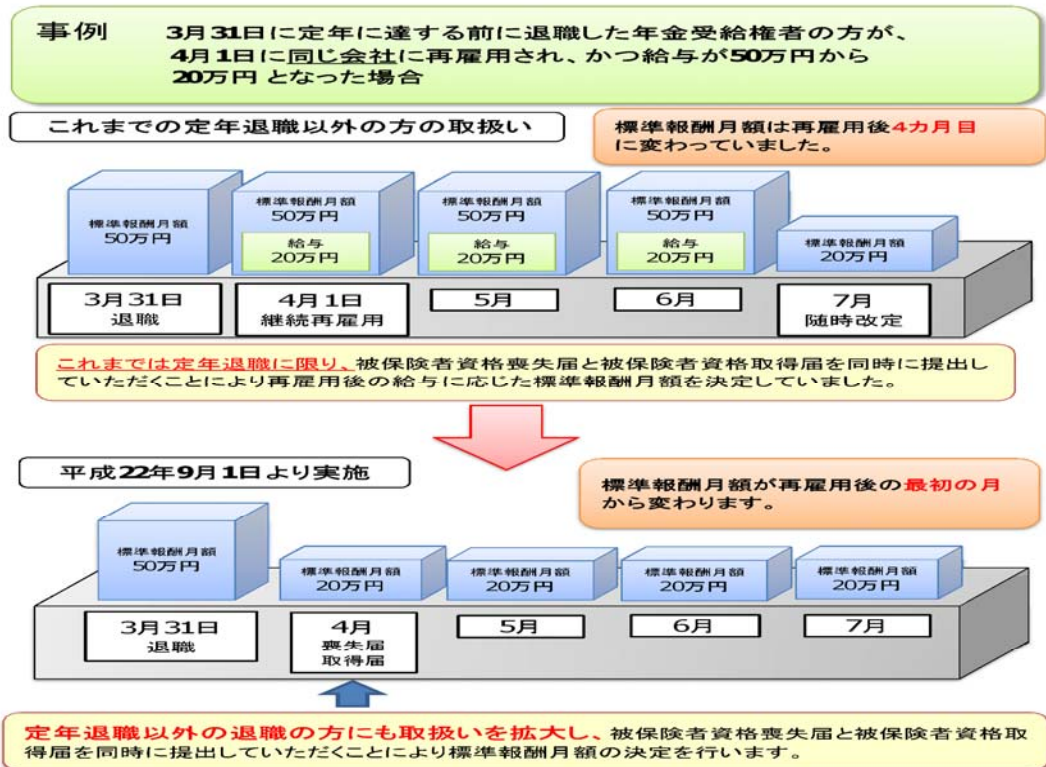
より施行！！

退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の見直し

年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後継続再雇用された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定できるようになりました。
改正前までは、「定年退職時」に限って認められていましたが、9月1日以降はこの対象が広がります。下記の場合でも、再雇用のタイミングですぐに社会保険料を下げられることとなります。

【新たに対象となる方】

- ①定年制の定めのある事業所において定年退職以外の理由で退職後継続再雇用(※)された場合
 - ②定年制の定めのない事業所において退職後継続再雇用(※)された場合
 - ③法人の役員が60歳以降に退任し、引き続き嘱託社員として再雇用された場合
- (※)1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。



～日本年金機構パンフレットより～

【注意点】

- 手続きの際に、新たに雇用契約を結んだことを明らかに出来る書類(退職したことがわかる書類、再雇用時の雇用契約書等)を添付しなければなりません。
- 健康保険傷病手当金を受けている方は、再雇用後の標準報酬月額を元に給付額の計算が行われるため、再雇用により給与が低下した場合は、傷病手当金の給付額も合わせて低下します。



yell

労務相談室

【今月のテーマ】

退職後の健康保険制度

Q

従業員が退職した後に加入する健康保険制度について、違いや特徴を教えてください。

A

退職後に加入できる健康保険制度は下記1～3の通りとなります。再就職の場合は、就職先の健康保険に加入しますが、再就職するまでの間は、下記1～3のいずれかの健康保険に加入して下さい。

	1 協会けんぽもしくは企業健康組合に引き続き加入 (任意継続被保険者)	2 国民健康保険	3 家族の被扶養者
保 険 者	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部または健康組合	お住まいの市区町村	家族が加入する健康保険制度
保 険 料	全額自己負担 ※本人分のみ。扶養家族の保険料はかかりません。	全額自己負担 ※同一世帯の家族の人数加算があります。	なし
保険料を計算する際の基準	① 退職時の健康保険料・介護保険料の2倍 ② 標準報酬月額28万円として計算した保険料 ⇒①・②のいずれか安い額が保険料となります。	前年の世帯収入から各市町村の基準に基づき計算 【特例】 解雇等、会社都合による離職者については、前年の給与所得を30/100として計算する保険料の軽減措置があります。	—
医療機関での窓口負担	原則3割	原則3割	原則3割
加入の条件等	・退職前の加入期間が2ヶ月以上必要 ・加入できる期間は2年間 ・退職日の翌日から20日以内に手続きを行います。	ほかの健康保険に加入していないこと。	60歳未満:年収130万円未満。 60歳以上:年収180万円未満。(年金を含む。)

保険料や受けることができる保険給付の内容を比較検討して決めましょう。

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業 PR を掲載します。ご希望がございましたら川村までご連絡下さい。



軽量化と堅牢性の両立という難題をクリアするためのひとつの答え。WELLSTONE REEL

石井鉄工(株)は金属から樹脂の超精密 NC 旋盤、マシニング加工をする会社です。

自社ブランドリール以外にも色々な製品加工を行っています。業者の皆様、OEMで製品を製造しませんか？



石井鉄工株式会社 〒226-0006 横浜市緑区白山 1-14-37

TEL 045(933)2011 FAX(933)2013 <http://www.wellstone-reel.com>

スタッフコラム

今月のコラムは、
小寺が
担当します。



小寺です。

暑い日が続きますが、皆様、いかがお過ごしですか？

弊社では、港北職安、横浜北労働基準監督署、港北年金事務所は、週に何回も自転車で回ります。

雨も困りますが、この暑さは体に堪えます。水分補給だけは怠らないようにしなければと思っています。

さて、この夏を賑わせた話題の一つに、各都道府県の最高齢者が実は亡くなっていたというニュースがあります。1件発覚後、各都道府県から出るわ出るわ。現在日本の平均寿命は男性 79.29 歳、女性 86.05 歳（平成 21 年度厚生労働白書）といわれていますが、全国で 80 歳以上高齢者の生存確認をすればもっと行政の管理不足！？が問題視されるかもしれませんね。

3 世代で一緒に暮らしていた昭和初期には考えられないことですが、高度成長期から日本は核家族化し、自分の親ですら何年も会っていないという人が増えています。また高齢化社会になったことで老人が老人を介護し、その介護疲れで配偶者を殺してしまう、逆に介護される側が自分のために苦勞する配偶者に殺してくれと哀願する。本当に悲しい世の中になりました。

日本は、親と独立した子どもが連絡を取り合う回数が非常に少ないという統計があります。私自身、用事があるときにしか親に連絡をしていません。親も忙しいだろうと遠慮して、あまり連絡をしてこないようです。週に 1 回とはいいませんが、せめて月に 1 度くらい、電話をしてお互いに元気な声を聞かせ合うことも親孝行だなあと反省しているところです。

口で言うのは簡単ですし、簡単な事ほど難しいこともあります。でも『はじめの一步』を踏み出せば、意外と習慣化できるかもしれないですね。